

豊後大野市 パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度ガイドブック



豊後大野市
人権・部落差別解消推進課

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは？

制度の目的について

豊後大野市では、どのような性的指向や性自認であっても、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合う人権尊重社会の実現を目指しています。

この制度の導入によって、市民が自分自身を大切にし、自分らしく生き、誰もが人生のパートナーや、大切な人と安心して暮らすことのできる社会づくりに取り組みます。

制度の概要について

一方または双方がLGBTなど性的マイノリティであるカップルが、お互いを人生のパートナーとして尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ」であることを市長に対して宣誓した事実を証明する制度です。また、パートナーシップであることを宣誓した人に、子ども（未成年）がいる場合は、その子どもを愛情をもって養育する「ファミリーシップ」であることを併せて市長に対して宣誓した事実を証明する制度です。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、法律上の婚姻などとは異なるため、相続や税制面などについて、法律に基づく権利・義務は発生しませんが、その関係を行政が認知することによって、性的マイノリティに関する社会的理解を促進することを目的としています。

パートナーとずっと
一緒にいたい



家族として
認めてほしい

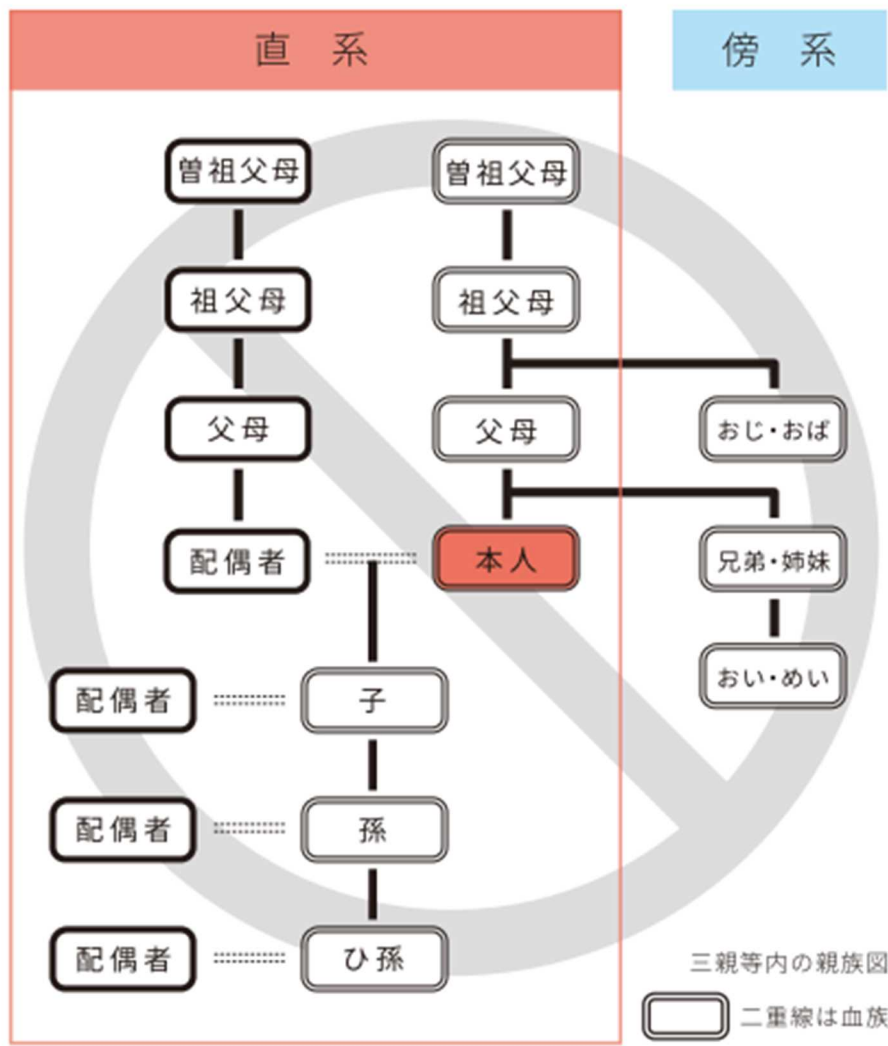


パートナーシップの宣誓をすることができる方について

宣誓をされるお二人が、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- ① 一方または双方が性的マイノリティのカップルであること
- ② 民法で規定する成年に達していること
- ③ いずれかお一人が、豊後大野市内に住所を有していること
もしくは、豊後大野市内への転入を予定していること
- ④ 配偶者がいないこと
- ⑤ 宣誓をする方以外とのパートナーシップがないこと
- ⑥ 近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族）でないこと
（養子縁組によって近親者となった場合は除きます）

パートナーシップの宣誓ができない関係（近親者）について



ファミリーシップの宣誓をすることができる方について (子どもを家族として宣誓する場合)

- ① 宣誓されるお二人のいずれか一方の子どもで同居していること
- ② 未成年であること（民法で規定する成年に達していないこと）

(2) 宣誓の流れ

宣誓に関する書類の提出について

- ① 電話、FAX、メールのいずれかの方法で、提出日時の予約をしてください。
- ② 予約受付時間は、月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）です。
- ③ FAX、メールは24時間受け付けますが、予約受付時間外に届いたものは、翌日以降に連絡します。
- ④ 予約した日時に提出書類を持参してください。
相談室等で書類の確認をします。
- ⑤ 書類確認後、受領証等の交付日の日程調整を行います。

お問い合わせ先について

豊後大野市役所 人権・部落差別解消推進課 男女共同参画係

住 所：豊後大野市三重町市場1200番地

電 話：0974-22-1001（内線2491）

F A X：0974-22-3361

メール：d103060@city.bungoono.lg.jp

(3) 宣誓に必要な書類

宣誓に関する書類について

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）
- ② 住民票の写し
- ③ 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）または戸籍全部事項証明（戸籍謄本）
もしくは現に婚姻をしていないことを証明する書類
- ④ 子どもを家族として宣誓する場合は、子であることを証明する書類
- ⑤ 転入予定の方は、賃貸借契約書の写しなど、市内に転入予定であることが
確認できる書類

本人を確認する書類について

- ① 運転免許証
- ② 旅券（パスポート）
- ③ 個人番号カード（マイナンバーカード）
- ④ 在留カード
- ⑤ その他、官公庁が発行した免許証などで顔写真が貼付されたものなど

通称を日常的に使用していることを確認する書類について

- ① 郵便物（住所が記載されたもの）、社員証（顔写真付き）などの写し

(4) 交付する書類

宣誓内容の確認後に交付する書類について

宣誓内容を確認後に交付する書類は、下記のとおりです。

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証
(様式第2号の1または様式第2号の2)
- ② パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード
(様式第3号の1または様式第3号の2)

(5) 受領証等の再交付、内容変更、返還

受領証等の再交付について

受領証等を紛失、毀損、汚損した場合は、下記の書類を提出してください。

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）

宣誓内容変更に伴う再交付について

宣誓内容に変更があった場合は、下記の書類を提出してください。

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容記載事項変更届兼受領証等再交付申請書（様式第5号）
- ② 氏名又は住所に変更があったときは、住民票等の写し
- ③ 変更があった記載事項が確認できる書類

※未成年の子を扶養または監護しなくなったときや成年に達したときは、手続きが必要です。

受領証等の返還について

パートナーシップ・ファミリーシップが解消された場合や、双方が市外に転出した場合は、下記の書類を提出してください。

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号）

(6) 行政サービスの利用

豊後大野市で利用できる行政サービスについて

- ① 市営住宅、県営住宅の入居ができます。
- ② 犯罪被害者等見舞金の支給対象となります。
- ③ 持家取得助成金、空き家改修補助金の補助対象となります。
- ④ 豊後大野市災害見舞金の給付対象となります。
(市外からの転入など、諸条件があります)
- ⑤ その他、民間サービスにおいて、携帯電話の家族割や生命保険金の受取などが活用されています。

※ 宣誓制度利用により、これまで利用されていた行政サービスが制限または受給（利用）できなくなったり、同居等により利用料等が発生する可能性があります。あらかじめご了承ください。

(7) Q & A

Q、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と婚姻制度はどのように違うのですか？

婚姻は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。

一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市が独自に実施するものであり、法的な効力はありません。

Q、豊後大野市が行う制度はどのような制度ですか？

一方または双方がLGBTなど性的マイノリティであるお二人が、お互いを人生のパートナーとして、相互の協力により継続的な共同生活を行うことを市長に対して宣誓した事実を証明する制度です。また、パートナーシップであることを宣誓した人に、子ども（未成年）がいる場合は、その子どもを家族として宣誓した事実を証明するファミリーシップ宣誓制度も実施します。

この制度をきっかけとして、その関係を行政が認知することによって、性的マイノリティに関する社会的理解を促進することを目的としています。

Q、同居していないと届出できませんか？

同居している必要はありません。ただし、お二人が互いを人生のパートナーまたは家族として尊重し、継続的に協力し合う関係であることが必要です。

また、どちらか一方が豊後大野市にお住まいになっているか、豊後大野市に転入予定であることが必要です。

Q、他の人に代理で届出してもらうことはできますか？

宣誓書類の提出は本人であるお二人にお願いをしていますが、病気等のご事情により、お二人での来庁が難しい場合は、ご相談ください。

Q、宣誓にあたって費用は発生しますか？

宣誓及び受領証等の交付には費用はかかりません。

ただし、住民票の写し、戸籍謄本など届出において必要となる書類の交付手数料は自己負担となります。

Q、土日など休みの日や時間外に提出することはできますか？

土日及び祝日、時間外の提出については、FAX、メールのみ受け付けます。予約受付時間外に届いたものは、翌日以降に連絡します。

ただし、住民票等の交付は平日8時30分～17時までとなります。

Q、通称を使用できますか？

可能です。使用を希望される場合は、日常生活においてその通称を使用していることが確認できる書類（郵便物・社員証など）をご提示いただく必要があります。

Q、市外に転出する場合、受領証等を返還する必要はありますか？

受領証等返還届をご提出いただくとともに、受領証等も返還してください。

Q、パートナーシップを解消した場合、受領証等を返還する必要はありますか？

受領証等返還届をご提出いただくとともに、受領証等も返還してください。